

## 箕輪町景観計画及び関連条例制定に向けた当面の動き

平成27年2月16日

年度	日程	内容	対外的な動き
平成25年度	基礎調査 平成25年7月～	受託者決定、基礎調査開始 住民アンケート (現状把握・現地調査・特性分析・課題整理) ☆住民アンケート結果 回収率53.6% 1,341/2500人回答 期間:H25.8.21-9.13 対象:町内15-74歳	広報9.11.12月号掲載
	景観計画・条例案作成 平成26年3月～ (11ヶ月)	☆各区ワークショップ 3/5-11 町内5地区にて 地域ごとの景観の特性把握・気運醸成 ☆景観計画策定委員会 【都市計画審議会】進捗報告 3/20 第1回 3/19 目的・スケジュール・町民アンケート・景観とは 第2回(バスツアー4/25)、第3回(5/28) 第7回	結果を広報 結果を広報 随時県協議
平成26年度	平成26年9月 ～平成27年3月	【議会】9月定例会【都市計画審議会】進捗報告 ☆景観計画策定委員会(毎月開催・2月末基礎協議終了)	・住民 ・建設業等業者 ・素案段階でのPC 広報2月号掲載
	平成27年3月末	◇景観計画素案、●景観条例素案 景観計画策定委員会	
	平成27年4月 (15ヶ月見込)	◇●景観計画・景観条例素案 県事前協議 (県計画との整合確認・期間案件により不明)	・広報5月号にて特集 中部電力等関係者協議
平成27年度	平成27年5月	☆景観計画策定委員会(パブコメ反映後計画承認・最終)	⇒景観審議会設立
	平成27年5月下旬 (1ヶ月以内)	景観計画・条例素案 県協議(法98条1項) 一般地域	建設管理係職員の 事務移管準備(教育)
	平成27年6月	景観計画・条例素案 県同意	
	計画・条例制定 平成27年6月下旬	【議会】6月定例会 ●景観条例議決・公布(議決後) 景観行政団体移行の公示 (30日以上)	※6月協議9月提出も
平成27年度	平成27年8月 (1ヶ月程度)	景観行政団体への移行 ◇景観計画の策定に着手 ●景観条例一部施行 ▲ 公聴会等住民の意見を反映(法第9条第1項) 都市計画審議会の意見聴取(同第2項) ▼	最終パブコメ
	平成27年9月 (1ヶ月程度)	◇景観計画の告示・縦覧(法9条第6項)	
	平成27年10月	◇景観計画の発効 ●景観条例全面施行	※9月提出の場合11月

…以降、景観法の届出制度運用開始